

令和元年度第10回庁議提案 **審議**・報告・その他

提出日：令和元年8月20日

担当部・課：教育委員会複合文化施設開設準備室〔内線5062〕

① 件名	(仮称)石巻市複合文化施設の設置について
② 施策等を必要とする背景及び目的(理由)	<p>【背景】 東日本大震災により被災し解体した石巻市民会館及び石巻文化センターの再建にあたり、文化ホール機能と博物館機能を併せ持つ(仮称)石巻市複合文化施設として整備を進めている。</p> <p>【目的】 市民の芸術文化の振興等の促進を図ることによる市民生活の向上と、文化芸術等の資料を収集し、展示を行うことで市民の教養の向上を図り、本市の文化芸術の発展に寄与する。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	<p>【根拠法令】 博物館法(昭和26年法律第285号) 文化芸術基本法(平成13年法律第148号) 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)</p> <p>【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無] 又は [個別計画との整合性] 石巻市震災復興基本計画 施策大綱4 未来のために伝統・文化を守り、人・新たな産業を育てる 大区分1 未来の人を育てる 学校教育・社会教育施設等の復旧・復興</p>
④ 提案に至るまでの経過(市民参加の有無とその内容を含む。)	<p>平成26年 6月 基本構想策定 9月 市民懇談会の設置(以下、随時開催)</p> <p>平成28年 3月 基本計画策定</p> <p>平成29年 6月 基本設計完了</p> <p>平成30年 6月 実施設計完了 9月 (仮称)石巻市複合文化施設建設工事着工</p> <p>平成31年 2月 (仮称)石巻市複合文化施設建設舞台設備工事着工 同月 展示実施設計完了</p> <p>令和元年 6月 (仮称)石巻市複合文化施設展示工事着工 7月 管理運営計画の策定</p>
⑤ 主な内容	<p>(仮称)石巻市複合文化施設として、(仮称)石巻市芸術文化センター及び(仮称)石巻市博物館の整備を進めるもの。</p> <p>1 (仮称)石巻市複合文化施設について</p> <p>(1) 施設概要 鉄筋コンクリート造一部鉄骨鉄筋コンクリート造地上4階建て 所在地：石巻市開成1番地8 建築物の最高高さ 36.08m 敷地面積：22,323.89㎡ 建築面積：8,403.14㎡ 延べ面積：13,315.13㎡ 駐車場：348台</p> <p>2 (仮称)石巻市芸術文化センターについて</p> <p>(1) 施設概要 延べ面積：10,805.96㎡ 大ホール：1,254席(中ホール利用の場合は812席) 小ホール：300席 大研修室、研修室1～4、和室、活動室1～4、市民ギャラリー、創作室、</p>

アトリエ、小楽屋1～6、中楽屋1～4、大楽屋1～2ほか

(2) 運営方法

- ① 管理運営 指定管理者に行わせることができるものとする。
- ② 使用料金 別表のとおり ※使用料等は減免することができるものとする。
- ③ 開館時間 午前9時から午後10時までとする。ただし、特別な事由があると認められる場合は、開館時間前及び開館時間後の使用も可能とする。
- ④ 休館日 休館日は毎週月曜日とする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときはその翌日を休館日とする。また、12月28日から翌年の1月4日についても休館日とする。
※教育委員会が特に必要があると認めるときは、休館日に開館し、または開館日に休館することができる。

3 (仮称)石巻市博物館について

(1) 施設概要

延べ面積：2,509.17㎡

常設展示室：832.22㎡

企画展示室：377.12㎡

収蔵庫1(中湿)、収蔵庫2(低湿)、収蔵庫3(高湿)、学芸室ほか

(2) 運営方法

- ① 管理運営 指定管理者に行わせることができるものとする。
- ② 観覧料金 別表のとおり ※観覧料は減免することができるものとする。
- ③ 開館時間 午前9時から午後5時までとする。ただし、特別な事由があると認められる場合は、開館時間前及び開館時間後の使用も可能とする。
- ④ 休館日 休館日は毎週月曜日とする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときはその翌日を休館日とする。また、12月28日から翌年の1月4日についても休館日とする。
※教育委員会が特に必要があると認めるときは、休館日に開館し、または開館日に休館することができる。

⑥ 実施した場合の影響・効果(財源措置及び複数年のコスト計算を含む。)

【影響・効果】

当該施設の整備は、石巻市震災復興基本計画において市民の復興のシンボルとして位置づけており、震災後停滞していた芸術文化の鑑賞、創造、交流等活動の場を提供することにより、市民の心の豊かさの涵養が図られる。また、考古、歴史、美術、民俗等に関する資料を収集・保管・展示して市民の利用に供し、その教養の向上と文化の発展に寄与する。

【財源措置】

指定管理料(概算)：36,800千円(令和2年度：準備期間及び開館等に伴う指定管理料)

内訳(維持管理費用 36,800千円 — 利用料収入 0千円 = 36,800千円)

指定管理料(概算)：257,707千円(令和3年度～：施設共用開始後の指定管理料)

内訳(維持管理費用 277,707千円 — 利用料収入 20,000千円 = 257,707千円)

※芸術文化センターのみ利用料金制度を導入

博物館事業(概算)：58,650千円(令和3年度～)

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和元年 9月 市議会第3回定例会へ(仮称)石巻市複合文化施設条例の制定について提案

12月 市議会第4回定例会へ指定管理者の指定について提案

令和2年 4月 指定管理者による事前予約等の準備業務開始

同月 プレイベントの実施

12月 (仮称)石巻市複合文化施設建設工事完了

令和3年 3月 (仮称)石巻市複合文化施設開館

⑨ その他

博物館管理部分については指定管理者制度を導入し、事業部分(展示等)は市職員が実施する。